

秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年4月1日施行)による訪問入浴サービス事業に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	108-5 : 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年4月1日施行)による訪問入浴サービス事業に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21日秦野市条例第21号)別表第7の項 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年4月1日施行)による訪問入浴サービス事業に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年4月1日施行)第1条秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年3月31日規則第15号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）第1条</p> <p>この要綱は、秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秦野市規則第15号）に定める訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その方法、手續、内容、費用負担等について必要な事項を定める。秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第15号）第1条</p> <p>この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定める。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第15号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱第6条1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	訪問入浴サービス事業の利用申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号イ	秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱第6条3項秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第15号）第29条第4項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年一月二十五日政令第十号）第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者及びその者が属する世帯に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.